

第1回学術研修会

学術部 今西 康輔

最近の柔道整復師を取り巻く環境は益々厳しさを増す状況であり、3部位以上の負傷には原因の記載が必要となるなど、今後も療養費に関わる厳しい改定が行われる事は予想されます。

そこで学術部では、柔道整復療養費支給基準で定められている「急性又は亜急性の外傷性の骨折・脱臼・打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。」の文面から「亜急性損傷」について学術的な理解を深め日常診療に活用していただきたいと考え、平成22年11月13日（土）社団法人奈良県柔道整復師会会館にて「亜急性損傷」・「紹介状」について学術研修会を開催いたしました。

土曜日の午後からの開催ということで参加人数が少ないのではと懸念していましたが、予想以上のご参加を得て実施することが出来ましたので、報告を申し上げます。

開会挨拶の後、研修会が始まり、最初から活発な意見交換となりました。

その中で特にキーワードとも言える発言として、現在養成学校で使用されている柔道整復理論の教科書には、「亜急性損傷」とは損傷時の力を表し、蓄積性・反復性の損傷で

- ・ 使いすぎ over use
- ・ 使い方間違い misuse
- ・ 不使用後の急な負荷 disuse

などの分類がされていると示され、「亜急性損傷」＝時間的な捉え方と考えていた会員が多い中、これには驚きと戸惑いを感じられた様でした。

その後、いろいろな症例をシュミレーションしながら、療養費取り扱いに関する現実的な意見交換や検討が繰り広げられました。

最後に日常診療においては「亜急性損傷」を充分理解した上で、問診時に負傷原因を的確に導き出すことが大切であり、決して拡大解釈にならない様にと締めくくられました。

続いて「紹介状」についての研修会に移りました。

紹介状を作成するにあたり、どの様な事に注意されるのか、又どのような内容の紹介状を書かれる事が多いのかという点をテーマとして意見交換しました。

大半が骨折の有無の確認に関する内容でしたが、中には難治症例に関する対診を目的に作成する場合もあり、文章や文言等の注意点の検討も行われました。

又、最近の柔道整復師問題に関わる世上の噂を理由に、今まで同意をいただけた医師に断られたと言う非常に残念で、落胆する話題もあり、我々のおかれている立場が危ぶまれている事を痛感させられました。

この様な事態を防ぐためにも、紹介状の文面には十分に配慮し、紹介目的をしっかりと

示した上で作成することが医師は勿論、患者の皆様にも柔道整復師の業務に対するご理解、信頼を得ることができるのではないかとする意見も多々ありました。

今回の研修会は、いわゆるフリートーク形式によるフランクな雰囲気、新入会員からベテラン会員まで、気軽に意見交換ができる非常に良い研修会になったのではないかと考えられます。

このような研修会を継続することが会員の意識統一にも繋がり、逆境を乗り越えるベースのひとつになるのではないかと考えます。



第1回学術研究会

平成22年11月13日(土)
社団法人奈良県柔道整復師会事務所

